

受験生の皆様へ

共立女子大学・共立女子短期大学

被災地（災害救助法適用地域）の受験生に対する「特別措置」について

共立女子大学、共立女子短期大学および共立女子大学大学院では、災害救助法適用地域にお住まいの受験生を対象に、全ての入試における特別措置を下記の通り行います。

詳細については、入試事務室までお問い合わせください。

記

1. 対象者

当該年度に災害救助法が適用された地域で被災された受験生

(出願後に被災された方を含む)

2. 対象となる入学試験

当該年度に実施するすべての入学試験

3. 特別措置

【入学検定料の免除】

- ・対象となる受験生が本学に出願する場合、入学検定料を免除します。
- ・出願手続きの際には、公的機関(市町村など)の発行する「罹災（被災）証明書」を添えて、入学検定料を振り込まずに出願書類を提出してください。
- ・なお、この措置を知らずに入学検定料を振り込んだ場合は、本学より入学検定料を返還いたしますので、入試事務室にお問い合わせください。
- ・罹災（被災）証明書は、当該年度発行のものをご用意ください。

【入学金の免除】

- ・対象者が、入学試験に合格し入学手続きをする場合、出願手続き時に提出された「罹災証明書」で「全壊」または「半壊」と認められた場合、入学金を免除します。
- ・入学手続き時には、入学金以外の納入金を納入してください。
- ・入学金の免除については、合格発表時に手続き方法の詳細を連絡します。

<問合せ先>

共立女子大学・共立女子短期大学 入試事務室

TEL: 03-3237-5656 FAX: 03-3237-5633